

公立大学法人福岡県立大学

ハラスメント防止・対策ガイドライン

◇本学のハラスメントに対する基本姿勢

本学は、構成員の就労上又は就学上における健全で快適な環境を確保するため、次の事項に真摯に取り組み、学内からあらゆるハラスメントを撲滅します。

- 1 重大な人権侵害行為であるハラスメントを許しません。
- 2 ハラスメントのない快適な就学・就業キャンパスを維持することを目指します。
- 3 加害者には強く反省を求め、厳しい措置をもって対処します。

◇ハラスメントとは？

ハラスメントとは、本人の意図にかかわらず、就業・就学の場において生じる力関係を不当に利用し、相手に不快感・不安感・恐怖感・屈辱感等の精神的苦痛や不利益を与え、就業・就学環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいいます。

- 1 セクシュアル・ハラスメント
例)・食事やデートにしつこく誘い、相手に不快感や恐怖心を与える。
- 2 アカデミック・ハラスメント
例)・教員が所属ゼミ変更を申し出た学生に「私の指導が気に入らないなら退学しろ」と言う。
・教員間で教育・研究活動を妨害する。
- 3 パワー・ハラスメント
例)・先輩(上司)が、私的な用事を後輩(部下)に命じたり、車で送迎させたりする。
- 4 妊娠・出産等及び育児・介護休業等に関するハラスメント
例)・妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、上司が解雇その他不利益な取扱いを示唆する。
- 5 その他のハラスメント
上記のハラスメントのいずれにも特定できないもの、例えば人種、国籍、門地、信条、障害の有無などに基づく差別的な言動及び取扱い等

◇ハラスメントの被害を受けたと思ったら

- 1 「人権侵害に関する相談員」に相談しましょう。(相談員名簿は Web に掲載)

<相談方法>

面談のほか別に設置する相談箱への投函、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも可能です。

◇ハラスメントを見たら、聞いたら

- 1 ハラスメント的言動をしている者に対して、その言動がハラスメントに当たるあるいはその恐れがあることを告げ、止めるように注意しましょう。
- 2 それができないときは、ハラスメント的言動をしている者を指導できる立場の教員、上司、部局長等に知らせましょう。
- 3 被害者には相談員に相談するよう勧めましょう。
- 4 本人に代わって人権侵害に関する相談員に相談しましょう。
- 5 人権委員会に対して、人権侵害の苦情の申立てを行いましょ。

◇被害救済及び問題解決のための窓口

- 1 人権侵害に関する相談員への相談（相談員名簿は、大学Webページに掲載）
相談員は、相談者のプライバシーを守りますので、安心して相談してください。
- 2 人権委員会への苦情の申立て（人権委員会委員名簿は、大学Webページに掲載）
本学内関係者は、相談員を通して、又は通さずに、人権委員会に対して、人権侵害の申立てを行うことができます。

◇ハラスメントの相談や申立てに対する救済及び措置

- 1 苦情の申立て受理後の対応
 - 「一般的な注意喚起」による解決
相談者の意向にもとづき、構成員全員に対して、特定の行為が人権侵害に当たることを周知する注意喚起を行います。
 - 被申立人への「通知」による解決
相談者の意向にもとづき、「匿名」のまま、人権侵害を行ったとされる者に、その特定の行為について相談があったことを通知し、問題の解決を図ります。
 - 「調停」による解決
相談者と、相手方の主張を公平な立場で調停し、問題の解決を図ります。
 - 関連部署に対し、申立人の就学又は就労環境改善を勧告します。
 - 理事長に対し、被申立人に対する一時的措置を要請します。
 - 人権委員会は、必要があると認めた場合は、人権侵害の事実関係の調査にあたる「人権侵害に関する調査委員会」の設置を理事長に提案します。
- 2 理事長は、被害者の救済及び再発防止のために必要な措置を講じ、加害行為が明らかかな場合は、加害者の懲戒処分を含む厳正な対応を行います。
- 3 教職員等が加害者の場合は、公立大学法人福岡県立大学職員の懲戒等に関する規程に基づき、必要な措置を講じます。
- 4 学生等が加害者の場合は、公立大学法人福岡県立大学学生懲戒規程に基づき、必要な措置を講じます。
- 5 理事長は、加害者への措置及び被害者への救済措置を決定した段階で、当事者のプライバシーに配慮しつつ事実の経過と処分及び措置について、公表します。
- 6 処分の公表後、申立人及び被申立人は、書面で報告された調査結果を閲覧できます。